令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金 交付要綱

（目的及び交付）

第１条 新型コロナウイルス禍に伴う米国等の木材需要の急増や世界的なコンテナ不足を背景に、国内の木材需給がひっ迫し、県内の木材価格も急激に高騰しており、建築受注の停滞による木造の民間建築数の落ち込みへの懸念が急速に拡大している。知事は、建築需要を喚起し県産木材の消費を促進するため、一定の条件を満たす住宅又は民間施設（店舗、事務所等）（以下「民間施設」という。）を建設する施主に対し、「山形県補助金等の適正化に関する規則」（昭和35年８月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する｡

（用語の定義）

第２条　この要綱において、県産木材とは、やまがた県産木材利用センターが実施する「やまがたの木」認証制度により産地証明された無垢材及び集成材・合板等をいう。

（補助の対象となる施設）

第３条　補助金の交付対象となる施設は、次の各号すべての要件を満たすものとする。

（１）　県内に自ら居住するための住宅又は運営するための民間施設を新築（登記上新築と記載されるもの）するもの（分譲住宅や中古物件の購入、モデルハウスや販売を目的とした分譲住宅等の新築を除く。）。

（２）　令和４年３月31日までに、第９条に定める実績報告書を提出することができること。

（３）　住宅及び民間施設に使用する県産木材は、施設の延べ床面積１㎡につき0.1㎥を乗じて算出した構造材相当の数量に対し100％以上であること。なお、県産木材の使用部位は構造材に限定しないものとする。

２　民間施設については、県産木材使用予定量に、補助の対象となる施設と同一敷地内において当該施設と同時に施工する外構施設等の木材使用量を含めることができるものとする。

（補助金の額）

第４条　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　住宅　定額300千円

（２）　民間施設　使用する県産木材１㎥当たり24千円とし、１施設につき600千円を限度とする。ただし、算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（補助金交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、工事着工後から屋根工事の完了予定日の10日前までに、補助金交付申請書（住宅は様式第１号、民間施設は様式第２号）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出するものとする。

（１）　建設工事請負契約書の写し等、工事費の内容が確認できる書類

（２）　施設の位置図、配置図及び平面図

（３）　口座振替申込書（様式第３号）

（４）　その他知事が必要と認める書類

２　補助金の申請期間は、施行日から令和３年12月28日までとし、先着順に受け付けるものとする。

３　第１項の申請書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない申請者については、この限りではない。

（補助金交付決定）

第６条　知事は、前条の交付申請があった場合は、内容を審査し、現地確認を行ったうえで、適当と認めたときは、申請者に対し、交付を決定し、補助金交付決定通知書（様式第４号）により通知するものとする。

（補助金交付の除外要件）

第６条の２　知事は、申請者が次の各号いずれかに該当する場合は、交付の決定をしないことができる。

（１）　暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員及び暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者をいう。以下同じ。）

（２）　自己、その属する法人若しくは法人以外の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等を利用している者

（３）　暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者

（４）　指定暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第９条に規定する指定暴力団員をいう。）と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）である者

（５）　その他、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者

（申請内容の変更）

第７条　規則第７条第１項第１号に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

（１）　補助金額の増額を伴う変更

（２）　補助金額の30%を超える減額を伴う変更

２　申請者は、前項の変更が生じた場合は、令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業変更承認申請書（様式第５号）を速やかに知事に提出しなければならない。

３　知事は、前項の申請があった場合は、内容を審査のうえ、適当と認めたときは、申請者に対し、変更の承認及び補助金の額の変更について（様式第６号）により通知するものとする。

（申請の取り下げ）

第８条　申請者は、次の各号に掲げる理由により申請を取り下げるときは、補助金交付取下げ届出書（様式第７号）を速やかに知事に提出しなければならない。

（１）　第３条第１項第３号の規定により算出される県産木材の使用量が基準数量未満となるとき。

（２）　交付対象となる施設の建築を取りやめるとき。

（３）　その他申請を取り下げる事由が発生したとき。

（実績報告書）

第９条　申請者は、木工事を完了したときは遅滞なく実績報告書（住宅は様式第８号、民間施設は様式第９号）に、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（１）　木工事完了写真

（２）　その他知事が必要と認める書類

２　民間施設については、県産木材使用量に外構施設等における木材使用量を含める場合は、当該施設の完成写真を添付しなければならない。

３　第５条第３項のただし書により交付の申請をした場合は、第１項の実績報告書を提出するに当たって、第５条第３項ただし書に該当した申請者について当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

４　第５条第３項のただし書により交付の申請をした場合は、第１項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した申請者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税等相当額報告書（様式第10号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第10条　知事は、補助金実績報告書の提出があった場合において、当該補助金実績報告書の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の額を確定し、様式第11号により通知するものとする。

（補助金交付の取消し等）

第11条　知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

（１）　この要綱及び補助金交付の条件に違反したとき。

（２）　偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

２　知事は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し補助金の返還を求めるものとする。

３　申請者は前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

（書類の提出）

第12条　この補助金に関する知事宛ての書類は、所管の総合支庁に提出しなければならない。

（適用除外）

第13条　本補助制度は、当該住宅及び民間施設の新築につき、次の各号の補助制度等を受けている場合、又は受けようとする場合は、適用しない。

（１）　国費を財源とし、他の補助制度等との併用が認められていない補助制度

（２）　「やまがたの家需要創出事業（住宅新築支援分）利子補給金交付要綱」に基づく県の利子補給制度

（３）　令和３年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付要綱

（令和３年４月１日付け森林第１号。以下、「普及・利用促進事業費補助金交付要綱」という。）に基づく補助制度

（特例措置）

第14条　普及・利用促進事業費補助金交付要綱第６条に基づき交付決定を受けたもののうち、前条第１号及び第２号の補助制度等を受けていない場合、又は受ける見込みがない場合は、補助金交付申請及び実績報告書（様式第12号）により申請をすることができるものとする。

２　補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

（１）　住宅　定額100千円

（２）　民間施設　使用する県産木材１㎥当たり８千円とし、１施設につき200千円を限度とする。ただし、算定した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

３　第１項の申請書の提出期限は施行日から令和３年12月28日までとし、次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（１）　普及・利用促進事業費補助金交付要綱第10条に基づく額の確定通知書の写し

（２）　その他知事が必要と認める書類

４　第５条第３項、第９条第３項及び同条第４項の規定は、第１項の規定による申請について準用する。

（特例措置に係る交付決定及び額の確定）

第15条　知事は、前条の申請があった場合において、当該補助金交付申請及び実績報告書の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定並びに補助金の額を確定し、様式第13号により通知するものとする。

（その他）

第16条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める

附　則

　　この要綱は、令和３年７月21日から施行する。

様式第１号（住宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付申請書

　令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１．補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２．建設工事概要

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 敷地の地名・地番 | |  | | |
| 施設の所有者名（施設名） | |  | | |
| 工事の期間 | | 着工 | 令和　　年　　月　　日 | |
| 屋根工事完了 | 令和　　年　　月　　日（予定） | |
| 木工事完了 | 令和　　年　　月　　日（予定） | |
| 施設の延べ床面積(㎡) | | ㎡ | 建設工事費 | 万円（税込み） |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用予定量  ㎥（B） | | 県産木材使用率  %（B/A×100） |
|  |  | |  |
| ※内訳記入例（延べ床面積40坪（132㎡）の場合） | | | | |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用予定量  ㎥（B） | | 県産木材使用率  %（B/A×100） |
| 132×0.1＝13.2㎥ | 14.1㎥ | | 106.8％ |

注１　『構造材相当の材積(㎥)』欄には、施設の延べ床面積(㎡)×0.1で算出される数値を記入する。（小数第２位以下切捨て、以下同じ）

注２　『県産木材使用予定量(㎥)』欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。

注３　『県産木材使用率(％)』欄には、県産木材使用量(B)／構造材材積(A)×100で算出される数値を記入する。（100％以上が条件）

３．施工者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工 事  関係者 | 工 事 監 理 者 | 施　　工　　者 | 県 産 木 材 納 品 者 |
| 「やまがたの木」認定事業者番号 |
| 住 所 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 会社名 |  |  |  |
| 氏 名 | （監理者氏名）  　　　　　　　　　㊞ | （代表者職氏名）  　　　　　　　　　㊞ | （代表者職氏名）  　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 電話番号 | （　　　） | （　　　） | （　　　） |
| FAX番号 | （　　　） | （　　　） | （　　　） |

（第１面）

４．納品証明内訳書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部　　位 | | 県　産　木　材　使　用　量 | | | |
| 材　積（㎥） | 樹　種 | 産 地 の  市 町 村 名 | 木 材 の  管 理 番 号 |
| 軸　　　組 | 通し柱 |  |  |  |  |
| 管　柱 |  |  |  |  |
| 間　柱 |  |  |  |  |
| 胴差・桁・梁 |  |  |  |  |
| 土台・大引き |  |  |  |  |
| 筋かい・貫 |  |  |  |  |
| 根　太 |  |  |  |  |
| 小　計　① | |  |  |  |  |
| 小屋組 | 母屋・棟木・  小屋束 |  |  |  |  |
| 垂 木 |  |  |  |  |
| 小　計　② | |  |  |  |  |
| 構造材の計  （＝①＋②） | | (A) | 構造材のみの県産木材使用量(A)≧県産木材必要量(E) の場合、(B)欄は記入せず、(D)欄には(A)欄と同じ数値を御記入ください。 | | |
| 構造材以外の部位  ( 納 品 済 み ) | | (B) | 構造材のみの県産木材使用量(A)＜県産木材必要量(E) の場合、野地板、造作材、内装材等構造材以外の部位に使用する県産木材（これから納品される予定を含む。）の材積を算入することができます。 | | |
| 構造材以外の部位  ( 納 品 予 定 ) | | (C) |
| 合　　　　　計 | | (D)=(A)+(B)+(C) | 県産木材使用量(D)≧県産木材必要量(E) であることを御確認ください。 | | |
| (E)　県産木材必要量 =施設の延べ面積(㎡)×0.1 = 　㎥（小数第２位以下切捨て） | | | | | |

※　県産木材とは、「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』に

より産地証明された木材です。

工事施工者　住　所

会社名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

５．添付書類

　①建設工事請負契約書の写し等、工事費の内容が確認できる書類

　②施設の位置図、配置図及び平面図

　③口座振替申込書（様式第３号）　※通帳の写しを添付

④案内図

⑤本申請時点の建設工事現場のカラー写真

⑥「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」

⑦県産木材使用量を確認できる書類　例）木工事の「内訳積算書」、木材の「納品明細書」等

⑧｢やまがた県産材合板｣等使用報告書（別表）　※使用した場合のみ添付

（第２面）

様式第２号（民間施設）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付申請書

　令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第５条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

１．補助金交付申請額　　　　　　　　　　　　　　　　円

２．建設工事概要

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 敷地の地名・地番 | |  | | | |
| 施設の所有者名（施設名） | |  | | | |
| 工事の期間 | | 着工 | | 令和　　年　　月　　日 | |
| 屋根工事完了 | | 令和　　年　　月　　日（予定） | |
| 木工事完了 | | 令和　　年　　月　　日（予定） | |
| 施設の延べ床面積(㎡) | | ㎡ | | 建設工事費 | 万円（税込） |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用予定量  ㎥（B） | | 県産木材使用率  %（B/A×100） | 補助金交付申請額  円（B×24,000円） |
|  |  | |  |  |
| ※内訳記入例（延べ床面積40坪（132㎡）、県産木材使用予定量14.1㎥の場合） | | | | | |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用予定量  ㎥（B） | 県産木材使用率  %（B/A×100） | | 補助金交付申請額  円（B×24,000円） |
| 132×0.1＝13.2㎥ | 14.1㎥ | 106.8% | | 338,000円 |

注１　『構造材相当の材積(㎥)』欄には、施設の延べ床面積(㎡)×0.1で算出される数値を記入する。（小数第２位以下切捨て、以下同じ）

注２　『県産木材使用予定量(㎥)』欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。また、外構施設等の木材使用量を含めることができるものとする。

注３　『県産木材使用率(％)』欄には、県産木材使用量(B)／構造材材積(A)×100で算出される数値を記入する。（100％以上が条件）

３．施工者

（第１面）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 工 事  関係者 | 工 事 監 理 者 | 施　　工　　者 | 県 産 木 材 納 品 者 |
| 「やまがたの木」認定事業者番号 |
| 住 所 | 〒 | 〒 | 〒 |
| 会社名 |  |  |  |
| 氏 名 | （監理者氏名）  　　　　　　　　　㊞ | （代表者職氏名）  　　　　　　　　　㊞ | （代表者職氏名）  　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 電話番号 | （　　　） | （　　　） | （　　　） |
| FAX番号 | （　　　） | （　　　） | （　　　） |

４．納品証明内訳書

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 部　　位 | | 県　産　木　材　使　用　量 | | | |
| 材　積（㎥） | 樹　種 | 産 地 の  市 町 村 名 | 木 材 の  管 理 番 号 |
| 軸　　　組 | 通し柱 |  |  |  |  |
| 管　柱 |  |  |  |  |
| 間　柱 |  |  |  |  |
| 胴差・桁・梁 |  |  |  |  |
| 土台・大引き |  |  |  |  |
| 筋かい・貫 |  |  |  |  |
| 根　太 |  |  |  |  |
| 小　計　① | |  |  |  |  |
| 小屋組 | 母屋・棟木・  小屋束 |  |  |  |  |
| 垂 木 |  |  |  |  |
| 小　計　② | |  |  |  |  |
| 構造材の計  （＝①＋②） | | (A) | 構造材のみの県産木材使用量(A)≧県産木材必要量(E) の場合、(B)欄は記入せず、(D)欄には(A)欄と同じ数値を御記入ください。 | | |
| 構造材以外の部位  ( 納 品 済 み ) | | (B) | 構造材のみの県産木材使用量(A)＜県産木材必要量(E) の場合、野地板、造作材、内装材等構造材以外の部位に使用する県産木材（これから納品される予定を含む。）の材積を算入することができます。 | | |
| 構造材以外の部位  ( 納 品 予 定 ) | | (C) |
| 合　　　　　計 | | (D)=(A)+(B)+(C) | 県産木材使用量(D)≧県産木材必要量(E) であることを御確認ください。 | | |
| (E)　県産木材必要量 =施設の延べ面積(㎡)×0.1 = 　㎥（小数第２位以下切捨て） | | | | | |

※　県産木材とは、「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』に

より産地証明された木材です。

工事施工者　住　所

会社名

代表者職氏名　　　　　　　　　　　　㊞

５．添付書類

　①建設工事請負契約書の写し等、工事費の内容が確認できる書類

　②施設の位置図、配置図及び平面図

　③口座振替申込書（様式第３号）　※通帳の写しを添付

④案内図

⑤本申請時点の建設工事現場のカラー写真

⑥「やまがた県産木材利用センター」が実施する『「やまがたの木」認証制度』の「販売管理票」

⑦県産木材使用量を確認できる書類　例）木工事の「内訳積算書」、木材の「納品明細書」等

⑧｢やまがた県産材合板｣等使用報告書（別表）　※使用した場合のみ添付

⑨第５条第３項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して申請する場合は、その他参考となる資料を添付すること。

（第２面）

様式第３号

|  |  |
| --- | --- |
| 口座振替申込書 | |
| 振込先銀行名 | 銀行　　　　　　　　　　　店 |
| 預金の種類 | 普　　通　　　・　　　当　　座 |
| 口座  名　 　義　　　人 | フリガナ |
|  |
| 口座番号 | NO　. |
| 県公金の支払いについては、上記のとおり口座振替されるよう申し込みます。  　　令和　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　　　　　 　 住　　所    　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話番号  　　　　　　　　　　　　　　　　　 （フリガナ）  　　　　　　　　　　　　　　　 氏　 　名  　　　　山形県知事　殿 | |

様式第４号

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　様

山形県知事

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金の交付決定について（通知）

　令和　　年　　月　　日付けで交付申請のありました標記補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年８月県規則第59号）及び令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

　１．補助金の額　　　　　金〇○○○○○円

　２．補助金交付の条件

（１）申請者は、申請を取り下げようとする場合にはあらかじめ知事に届け出なければならない。

（２）建設工事に係る証拠書類等は、補助金申請の翌年度から起算して５年間は常

に整理保存しなければならない。

様式第５号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業変更承認申請書

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定通知がありました、令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金について、下記のとおり変更したいので、令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第７条の規定により承認されるよう申請します。

記

変更内容

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 延べ床面積  ㎡ | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材  使用予定量  ㎥（B） | 県産木材  使用率  ％(B/A×100) | 補助金額  円(B×24,000円) |
| 変更前 | ㎡ | ㎥ | ㎥ | ％ | 円 |
| 変更後 |  |  |  |  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| 変更の理由 |  |

様式第６号

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　様

山形県知事

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業変更の承認及び同事業費補助金の変更交付決定について

　令和　年　月　日付けで変更申請のあった標記事業については、申請のとおりこれを承認し、令和　年　月　日付け　　第　　号で交付決定した同事業費補助金について、下記のとおり変更交付決定します。

記

１　変更の対象となる事業の内容は、当該変更承認申請書記載のとおりとし、その他については、令和　年　月　日付け　　第　　号による補助金交付決定通知に記載のとおりとする。

２　補助金の額は次のとおりとする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区　　　分 | 既交付決定額(A) | 今回交付決定額(B) | 増減額(B)-(A) |
| 補助金の額 |  |  |  |

様式第７号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付取下げ届出書

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定通知がありました標記補助金について、令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第８条の規定により、下記のとおり取り下げるので届出ます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 取下げの  理由 |  |

様式第８号（住宅）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金実績報告書

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定通知がありました標記補助金について、令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金実績報告書を提出します。

記

１．建設工事概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事の場所 |  | |
| 施設の所有者名  （施設名） |  | |
| 交付申請時の住所 | 〒 | |
| 施工業者 | 住所　〒 | |
| 氏名・名称 | |
| 電話番号（　　－　　　　　　　　　　） | |
| 工事の期間 | 着工 | 令和　　年　　月　　日 |
| 木工事完了 | 令和　　年　　月　　日 |
| 完成 | 令和　　年　　月　　日（予定） |

２．工事実績

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用量  ㎥（B） | 県産木材使用率  %（B/A×100） |
|  |  |  |
| ※内訳記入例（延べ床面積40坪（132㎡）の場合） | | | |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用量  ㎥（B） | 県産木材使用率  %（B/A×100） |
| 132×0.1＝13.2㎥ | 14.1㎥ | 106.8％ |

注１　『構造材相当の材積(㎥)』欄には、施設の延べ床面積(㎡)×0.1で算出される数値を記入する。（小数第２位以下切捨て、以下同じ）

注２　『県産木材使用量(㎥)』欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。

注３　『県産木材使用率(％)』欄には、県産木材使用量(B)／構造材材積(A)×100で算出される数値を記入する。

４．添付書類

　①木工事完了写真

　②その他知事が必要と認める書類

様式第９号（民間施設）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

山形県知事　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金実績報告書

　令和　　年　　月　　日付けで交付決定通知がありました標記補助金について、令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第９条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり補助金実績報告書を提出します。

記

１．建設工事概要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 工事の場所 |  | |
| 施設の所有者名  （施設名） |  | |
| 交付申請時の住所 | 〒 | |
| 施工業者 | 住所　〒 | |
| 氏名・名称 | |
| 電話番号（　　－　　　　　　　　　　） | |
| 工事の期間 | 着工 | 令和　　年　　月　　日 |
| 木工事完了 | 令和　　年　　月　　日 |
| 完成 | 令和　　年　　月　　日（予定） |

２．工事実績

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用量  ㎥（B） | 県産木材使用率  %（B/A×100） | 補助金額  円（B×24,000円） |
|  |  |  |  |
| ※内訳記入例（延べ床面積40坪（132㎡）県産木材使用予定量14.1㎥の場合） | | | | |
| 内訳 | 構造材相当の材積  ㎥（A） | 県産木材使用量  ㎥（B） | 県産木材使用率  %（B/A×100） | 補助金額  円（B×24,000円） |
|  | 132×0.1＝13.2㎥ | 14.1㎥ | 106.8％ | 338,000円 |

注１　『構造材相当の材積(㎥)』欄には、施設の延べ床面積(㎡)×0.1で算出される数値を記入する。（小数第２位以下切捨て、以下同じ）

注２　『県産木材使用量(㎥)』欄には、『「やまがたの木」認証制度』により産地証明された木材の使用量を記入する。この場合、使用する部位は構造材に限定しない。また、外構施設等の木材使用量を含めることができるものとする。

注３　『県産木材使用率(％)』欄には、県産木材使用量(B)／構造材材積(A)×100で算出される数値を記入する。

４．添付書類

　①木工事完了写真

　②その他知事が必要と認める書類

③第９条第２項により、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額を減額して報告する場合は、その他参考となる資料を添付すること。

様式第10号

令和　年　月　 日

　山形県知事　　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金に係る消費税等相当額報告書

令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号により交付決定の通知があった令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金について、令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第９条第３項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１．山形県補助金等の適正化に関する規則第15条に基づく確定額　　金　　　　　　円

（令和　　年　　月　　日付け　　第　　　号による額の確定通知額）

２．補助金の確定時に減額した消費税等相当額　　　　　　　　　　　金 　円

３．消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等相当額　　　金　　 　円

４．補助金返還相当額（３－２） 　金 　円

（注）その他参考となる資料を添付すること。

様式第11号

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　山形県知事

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金の額の確定について（通知）

令和　　年　　月　　日付け　第　　号で交付決定した標記補助金については、令和　　年　　月　　日付けで提出のあった令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金実績報告書に基づき、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年県規則第59号）第15条の規定により、補助金の額を金○○○○○○円に確定します。

様式第12号

年　　月　　日

山形県知事　　殿

郵便番号

住所

申請者

電話（　　　－　　　　　）

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付申請及び

実績報告書

　令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金○○○○○○円を交付されるよう山形県補助金等の適正化に関する規則第５条及び令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第14条の規定により申請します。

　なお、併せて同規則第14条の規定によりその実績を関係書類を添付して報告します。

記

添付書類

・　令和３年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金

　　　額の確定通知書の写し

補助金交付申請にあたって以下の事項について宣誓します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 本補助金の対象施設の建設にあたり、本事業以外の国の助成・補助は受けていません。また、今後も受ける見込みはありません。  （併用可能な制度もありますので、各要綱等をご確認ください。） | 申請者 |  |
| 施工者 |  |

※　令和３年度山形県県産認証材「やまがたの木」普及・利用促進事業費補助金交付申請時の請求口座と異なる場合は以下の内容も記載してください。

〈振込口座〉

　　　金融機関（店舗）名

　　　口座種別

　　　口座番号

　　　口座名義人（フリガナ）

　　　（通帳のコピーを添付）

様式第13号

番　　　　　　号

令和　年　月　日

　　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　山形県知事

令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金の交付決定及び

額の確定について（通知）

令和　　年　　月　　日付けで交付申請及び実績報告のあった令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金については、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年県規則第59号）及び令和３年度山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり補助金の交付を決定し、併せて補助金額を確定したので通知します。

記

補助金の額は、金○○○○○円とする。

別表

令和　　年　　月　　日

山形県県産木材利用拡大緊急支援事業費補助金｢やまがた県産材合板｣等使用報告書

山形県知事　　殿

|  |  |
| --- | --- |
| （報 告 者）  施 工 者 | （住所）　〒    （会社名）  （代表者名）　　　　　　　　　　　　　　 印 |

私は「山形県産材合板」等を下記のとおり使用したことを報告します。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 販売元 | （住　　所）　〒    （事業者名） | | | | | |
| 住宅の建設地  (補助対象住宅) | （住　　所）　〒    （申請者氏名） | | | | | |
| 入　荷  年月日 | 規格(mm) | | | 数量  (枚・本) | 材積  (㎥) | ロットNO. |
| 厚さ | 幅 | 長さ |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |  |